

元農振第1940号

令和元年10月14日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

令和元年台風第19号による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る具体的措置について

今般の台風19号により被災した地域における農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行と被災農林漁家の就労機会の確保について「令和元年台風第19号による被災地域における農業農村整備事業等の執行について」（令和元年10月14日付け元農振第1939号農村振興局長通知）により通知されたところである。

この趣旨に基づき、今後実施される災害復旧事業や本年度の農業農村整備事業等については、下記事項に留意の上、適切な執行を図られたい。

なお、貴局管内関係機関に対しても、このことについて国と同様の対応が図られるよう要請されたい。

記

- 1 令和元年度工事の実施に当たっては、早急な雇用の確保と促進を図るため、発注に係る事務処理等の迅速化に努めること。
- 2 請負工事の執行に当たり、「受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。」旨を入札説明書等に明示すること。
- 3 比較的軽易な工事については、地域の農家等の参加による直営施工（労務費支払方式）の活用を積極的に図ること。